

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年8月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：6件

| No. | 号機等 | 不適合件名  | グレード  | 備考       |
|-----|-----|--|-------|----------|
| 1   | 1号機 | 調整運転中、高圧タービン下部近傍からタービン建屋1階の原子炉給水加熱器エリア付近の床面に放射性物質を含む水が滴下していることをパトロール中の当社社員が発見した。<br>今後、漏えい箇所の調査を行うと共に、準備ができ次第、原子炉を計画的に停止することとした。<br>尚、本事象による外部への放射能の影響はない。 | G I   | 8月13日公表済 |
| 2   | 3号機 | 廃棄物処理系床ドレンフィルタ制御盤内の端子台において、床ドレンフィルタろ過材プリコート入口弁制御用信号ケーブルの端子締付け用ビスに締付け状態不良が認められたため、当該ビスを交換   | G III |          |
| 3   | 3号機 | 廃棄物処理系ろ過材プリコートポンプ本体ドレン弁にシートリーク（25秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁を点検・修理  | G III |          |
| 4   | 6号機 | タービン建屋換気空調系低圧復水ポンプエリア内局所空調機の水室ベント配管の接続部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理   | G III |          |
| 5   | その他 | 海生物処理設備排水処理装置の放流水流量指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該流量指示計を点検・修理  | G III |          |
| 6   | その他 | 発電所周辺放射線監視用データ収集・処理装置（環境ミニコン）が「データ処理装置」の不具合により、停止したため、原因調査及び対応検討   | G II  |          |